

Title	八幡の縁起類から見た『宇佐八まんのゆらい』
Sub Title	
Author	小野, 尚志(Ono, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1988
Jtitle	三田國文 No.10 (1988. 12) ,p.43- 52
JaLC DOI	10.14991/002.19881200-0043
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19881200-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『宇佐八まんのゆらい』と、いわゆる『八幡縁起』との関係は、或は以上の様な結論でよいのかも知れない。先回りしていえば、以下に述べる事実を考慮に入れても、結局のところ、この作者が拠った『八幡縁起』が、『神功皇后縁起』系八幡宮縁起なのか、『八幡大菩薩御縁起』系八幡宮縁起なのかの結論を得られずにいる。だが、この作者が拠った『八幡縁起』が、『神功皇后縁起』系八幡宮縁起でなければならぬ、と断定してしまうとすれば、やはり問題が残る。この点については後に触れる。

二

『宇佐八まんのゆらい』(寛文五年刊)の作者、伊藤出羽掾の拠った八幡の縁起類には、もう一つ『八幡愚童訓』がある。というよりも、そのほとんどを『八幡愚童訓』に拠っている、とする方がより事実に近い。それも、おそらく寛文四年刊本の『八幡愚童訓』であろう。

これを確かめるにあたって、『宇佐八まんのゆらい』と、『八幡愚童訓』の諸本の当該箇所と比較、といった道筋をとらずに、やや省略して、寛文四年刊『八幡愚童訓』上巻、「第二 御神楽之巻」の、ごく始めの箇所を引用することから始めたい。

……さかきのえだに大鈴をつけて。山のだけにのぼりて朝廷の神奉をおどろかし申給へ……(拙稿『八幡愚童訓』95頁8行目以下〔大久保正編『国文学未刊資料集』所収、桜楓社 昭56〕による。以下引用はこれにより、頁数などはP95L8の如く記す。)

この引用文中に見える「神奉」なる語は、見なれぬ語で(或はこ

うした語があるのかも知れぬが)意味不明であり、他の『八幡愚童訓』諸本は、この箇所は「神達」となっており、寛文四年刊本のみに見える語である。「奉」は、おそらく「達」のくずし字の読み誤りであろう。)

ところが、『宇佐八まんのゆらい』の「第二 くわうぐう大ぐわん并すみよしのふじうの事」の中にも、

……さか木の。えだに、すゑをつけ。てうていのじんぼうを。

おどろかし給はば。……(『古浄瑠璃正本集』第五、〔横山重校訂、角川書店、昭41〕八八頁下段八行目以下。以下、引用は本書により、頁数などの表記はP88下L8の如く記す。)

というように、同じく問題の「じんぼう」の語が見えるのである。

あるいは、伝本の多い『八幡縁起』の諸本中には、こういった記載のあるものが存在するかも知れぬが、未見である。通常の『八幡縁起』には、「神奉」の語はもちろん、先に引用した文章に相当する記述も見あたらない。「神奉」の語の共有という、この一点を以って、伊藤出羽掾の拠った『八幡愚童訓』が寛文四年版であった、と考えてよからうと思う。

寛文四年版『八幡愚童訓』について阿部隆一氏は、

……同書は章段を分け、章題の見出しを附し、読み易い平仮名本にしてあるが、かなり忠実に原本によってある。但し所々新に手を入れて、お伽草子風に字句を改め、乃至は少しく増補潤色を加へて、当時の仮名草子風に仕立てゝある点に特徴がある。……(『慶応義塾図書館蔵 和漢書善本解題』二四頁、慶

応義塾図書館 昭33)

と述べておられるが、おそらくその通りで、その拠った写本からそう隔たることはなかった、と想像される。

伊藤出羽掾が、寛文四年版『八幡愚童訓』刊行にあたって用いた『八幡愚童訓』と同系統の写本を見ていた可能性は、無いとは言えない。だが、寛文五年に刊行された『宇佐八まんのゆらい』の作者が拠ったものは、その一年何ヶ月か前に刊行された寛文四年版『八幡愚童訓』であったと、常識的に考える方が、より自然であろう。

以下に、『宇佐八まんのゆらい』が、寛文四年版『八幡愚童訓』に拠ったであろうと思われる主な箇所を例示して、これに寛文四年版『八幡愚童訓』の相当箇所を併記し、検討の資料としたいが、これは最後に附記するとして、その前に『八幡縁起』との関係について、触れておきたい。

『宇佐八まんのゆらい』が用いた八幡関係の記述は、そのほとんどを『八幡愚童訓』に拠っている、という意味のことを述べた。だが『八幡愚童訓』に拠らない箇所がある。それは、『宇佐八まんのゆらい』冒頭の部分である。

それわがてう。あきつしま。天神七だい。ちじん五代。い上十二代は。かみよたり。ちじん五第。ひこなき。さたけうがや。ふきあわせすのみこと、第二のわうじを。じんむ天わうと。申奉るは。人わうの。はじまりたり。(P 82上6~)

『八幡愚童訓』に拠ろうにも、これに相当する記述は、『八幡愚童訓』の中には無い。この箇所の記述は、『八幡縁起』に拠っている。先に述べたように、伊藤出羽掾が、『八幡縁起』のいずれの系統の本に拠ったか不明であるが、始めに、村上氏のいわれる『八幡大

菩薩御縁起』系八幡宮縁起の一本である、承応二年刊『八幡の御本地』の冒頭を引用してみる。

それわがてう。あきつしまとよ。あしはら。なかつくに。むかし。てんじん七だい。ちじん五だい。以上。十二だいは。みなかみの。御代なり。かのちじん五だい。ひこなき。さたけうかや。ふきあわせすのみことの。第二の御子。しんむてんわうと。申たてまつるは。にんわうのはしめなり。(横山重編『室町時代物語集』第一、三二頁 井上書房 昭37)

次に、『神功皇后縁起』系八幡宮縁起の一本である『八幡本地』を引用する。

それ我てうあきつしまとよあしはらの中つくと申は、むかし天神七代地神五代、つかう十二代は、みな神の御代にてありたりき、こくとふねうにして、壽命す千万さい也、しかるに神代をはりて、人わうの御代となり、かのさいしよ、神武天わうと申奉る、すなわち地神第五のおはり、うかやふきあはせすのみことの第二の皇子なり、神武天わうより、……(同上、一二頁)『室町時代物語集』第一に収められた『神功皇后縁起』系八幡宮縁起は、このほか二本あり、表記・文章に異なる所があるが、この『八幡本地』で、おおよその目安にはなる。

上記の二系統の『八幡縁起』と『宇佐八まんのゆらい』とをながめてみると、どちらかというと、『八幡大菩薩御縁起』系八幡宮縁起の一本である、承応二年刊『八幡の御本地』の方に近い印象をうける。もちろん、これだけで両者の関連を考えるのは軽率だが、承応二年刊『八幡の御本地』が、『八幡縁起』の唯一の刊本であること(承応二年刊本の版木を用いた明治版はある)を思うと、これに

抛った可能性もまた考えられそうである。このように考えるとき障害となる、承応二年刊『八幡の御本地』に記載の無い塵輪伝説を、『宇佐八まんのゆらい』が有する点については、『八幡愚童訓』に抛ったとすれば解決もつく。『宇佐八まんのゆらい』の中で、明らかに『八幡縁起』に抛らなければ、有り得ない箇所は、先に示した冒頭の「ヶ所と同様に、『八幡愚童訓』に記載のない次の箇所

其時、ふしきや、こくうより。しらはた四つ、あかはた四つ、まい下り。御そばに有し。まつのごずへに、かゝりける。扱こそ此太子を。八つのはたをあらため。八まん太子と付給ふ。

(P 98下L 18)

と、次に掲げる箇所くらいではなからうか。

くさのかげにても。よく／＼まもりゑさせん。ばんし頼と、の給ひて。御年五十二才を一せとし。ちうあひ天わう九年、かのへたつ。二月六日に。ほうぎよ也給ふ。(P 87下L 6)

右引用文中、「くさのかげにても。よく／＼まもりゑさせん」は、寛文四年版『八幡愚童訓』の「草のかけにても(御覧し。遠きまもりとならせ給へと。生たる人にものをいふやうにくどき申させ給ひければ御棺のうちより)まもりたてまつらん」(P 101L 4)に抛っていると思われるが、「ちうあひ天わう九年、かのへたつ。二月六日に。ほうぎよ也給ふ。」の部分は、承応二年刊『八幡の御本地』で示せば、「ちうあひてんわう。九ねん。かのえ。たつ。二月六日、(つくし。かしまのみやにおめて。ほどなく)ほうぎよ。おはんぬ。」(同上、三二頁)に抛った、とすべきであろう。

だが、少し気にかかる箇所がある。それは、『八幡愚童訓』にも『八幡縁起』にも存する、干珠・満珠を借りる場面である。『宇佐

八まんのゆらい』の当該箇所を引用する。

それは、いかゝすべきぞ。さん候、かいちに、ぶたいをはり、かぐらをそうしたまはば。げかいのりうじん。うかみいでんその時。こいうけ給ふべし。(P 92上L 4)

『八幡愚童訓』や『八幡縁起』で、海中に舞台をはる所は、異国征伐の爲の梶取として、阿曇磯良を召しよせる所である。そのうち、話が進んで、干珠・満珠を借り受ける場面が出てくる。このように、八幡の縁起類で二場面の話を、『宇佐八まんのゆらい』は一場面として記述している。これは、『宇佐八まんのゆらい』の作者が八幡の縁起類から離れていった、いわば創作ということになるのか否か、という問題である。

これも結論は得られないのだが、いま思い浮かべているのは、『八幡縁起』中の一挿絵である。『室町時代物語大成』第十(横山重・松本隆信編 角川書店 昭57)は、図版を口絵にわずかに載せるのみで、ここに問題とする図を載せないが、この中に翻刻された、天理図書館蔵『八幡大菩薩御縁起』(請求番号913・51391-1。これは塵輪伝説を載せない『八幡大菩薩御縁起』系八幡宮縁起である)の第四図は、先に掲げた『宇佐八まんのゆらい』の記述に符合するかのよう、上記の二場面を一図として連続的に描いている(これと同系統の国文学研究資料館蔵『八幡大菩薩御縁起』(請求番号99-29)も同じ)。

先に、『宇佐八まんのゆらい』が承応二年刊『八幡の御本地』に抛った可能性も有り得ると述べたが、この承応二年刊『八幡の御本地』では、これを別の図として二図にしている。文章が似ているように感じた両者の関係は、挿絵に注目するとき、疑問が生じる。

（寛文四年版『八幡愚童訓』の挿絵には、舞台は見えないが、幕を張り神楽を奏している所に、亀に乗った磯良が描かれる。だが、干珠・満珠を奉る図は無い。）

これについては、様々な場合が想定される。例えば、伊藤出羽掾が『八幡縁起』を何本か見ていた、とするのも、その想定の一つである。が、いずれも想像の域を出ず、結論は得られない。

三

『宇佐八まんのゆらい』は、若月氏によれば「……演出上には、機巧を用ひ、糸操を用ひ、盛に舞台効果をあげようとしてゐる跡が顕著であつて、又その目的を以て各段が仕組まれてゐるやうに思はれる。全く舞台技巧の上からは間然する所のない作である」（前掲書、一〇七三頁）という。

また、近年諏訪春雄氏は、「からくりと竹本義太夫——人形浄瑠璃史の転換点——」（『国際日本文学研究会会議録（第11回）』所収、国文学研究資料館編 昭63）に於て、この作品について触れておられる。少し長くなり、また氏の論旨から離れた引用になってしまうかも知れぬが、この方面に暗い、私自身の覚え書として、以下に引用させていただく。

……このような立場をとったとき、上方の人形浄瑠璃界からくりの使用がさかんになるのは寛文期であり、その先頭を切ったのが大阪の伊藤出羽掾であった。伊藤出羽掾は生没年未詳であるが、大阪の太夫としても先輩格の一人で、明暦四年（一六五八）に受領、出羽掾藤原信勝を名告った。主として万治、延宝期に活躍した。その語り物ははじめは江戸浄瑠璃を

移した書替えの金平物であったが、寛文中期以降はからくりを多用した宗教味の濃い作品を上演しはじめる。

寛文五 宇佐八まんのゆらい

寛文六 よこそねの平太郎

寛文七 きしぼじん十らせつ女のゆらひ

寛文七 阿弥陀本地

などの作品がそれである。このうち、たとえば「宇佐八まんのゆらい」についてみると、

第一段 黒雲と五色の雲が入乱れて火焰を放つ、怪物が武士をつかんで虚空に飛び上る、

第二段 討ち取った怪物の首が虚空を飛んで消える、河水が二つに割れ、水神、竜神が出現する、虚空より菩薩が天降り老翁に変わる、石が四天王に変わり虚空に消える、

第二段 舞楽の演奏につれて亀に乗った海神が海中より出現
第四段 干満の二玉を使い、海を干潟にしたのち敵を誘い込み、海水を満たして皆殺しにする

第五段 赤白の旗が八本空から舞い下りる、天皇の墓から多くの鷹が飛び出し、一羽は金色の光を放つ、宮殿の内陣が鳴動し、薨去した天皇が出現する

など各段に糸からくり、機械からくりを応用した見せ場を設定し、その見せ場をつらねて神功皇后の遠征という筋をかまえていた。

『宇佐八まんのゆらい』について言及された、ほぼ全文を引用させていただいたが、この作品は、様々な「からくり」を用いた、な

なかなか手の込んだ浄瑠璃であったようだ。諏訪氏論文を収めた『国際日本文学研究集会会議録(第11回)』は書名の通り「会議録」で、昭和六年一月六日の研究発表が活字化されたものだが、発表の折には、『宇佐八まんのゆらい』の挿絵についても言及されておられた。この作品の挿絵中に見える説明を示せば、「東に白雲出る」(第一図)、「ほうきはし出る」(第二図)、「ちうあい天王ちんりんをい給ふ」(第三図)、「ちんりんがくび悪風をふく所」(第五図)、「ちうあい天王御のふの所」(第六図)、「くわうぐうあゆを二つとり給ふ所」(第八図)、「せうりう共かんしゆ満しゆ持」しやかつらりう王たいめん」(第十図)、「たかあまた^(出づ)□所」(第十一図)、「いそくともおわれにける」(第十二図)、「いそくとも水におはれる所」(大將大とん王いけとる所」(第十四図)、「たかあまたとび来る所」(第十五図)、「わうしたんしやうのところ」くはうぐう御さん所」(第十六図)などであるが、上演の様子を髣髴とさせるきわめて興味深いものである。『宇佐八まんのゆらい』が、八幡の縁起類に拠った箇所にも、またそこから離れていった箇所にも、人形浄瑠璃としてのこの作品の、様々な見せ場があったらしい。たとえば、附記資料10の『宇佐八まんのゆらい』の引用文中の()内に入っている部分、「このうを、しよくしたまへ……」や「ふしぎや。かわみづ、二つにわかつて。」は、この作品の新たな設定であり、後者については、先に諏訪氏が「からくりを応用した見せ場」として指摘されたところである。『宇佐八まんのゆらい』と八幡の縁起類との関係、主に、寛文四年版『八幡愚童訓』との対照により、八幡の縁起類から離れた箇所での、作者の比較的自由な創作態度を感じることが出来る。

『宇佐八まんのゆらい』の典拠としては、八幡の縁起類の他に、謡曲の「蟻通」(『宇佐八まんのゆらい』P 92上L 14)や「高砂」(同上P 92下L 9)などがある。もっとも、こちらの方は、典拠などのごとく言うよりも、作者の素養と言う方が適當なのかもしれない。

また、次の箇所は何に拠っているのだろうか。

かみ一しんに、かぎらず。ばんみに至まで。たいないより。しゆつしやうの時。国こがいにりとて。さかさまに成。其時、母のくるしむ事は。たとへがたなきと申。是を、三づのくげんに、たとへたり。定めて、御心。くるしく思召れん。……

作者の知識が如何なるものであったか、興味を引かれるところであるが未詳である。

寛文四年版『八幡愚童訓』は、『国書総目録』によれば、三本のみである(刊記の部分を入木訂正した元禄十一年刊本が別に三本ある)。当時どの程度流布したものが不明であるが、現存するものが多いとはいえない、この寛文四年版『八幡愚童訓』の読者に、『宇佐八まんのゆらい』の作者伊藤出羽掾がいたらしい。そして、この『宇佐八まんのゆらい』も、いまは京都大学図書館に存する一本のみである。この浄瑠璃の観客は別として、読者がどれほどであったか。一方、承応二年刊『八幡の御本地』の版木は、明治まで残っていたにもかかわらず、『国書総目録』に四本(明治版を除く)をのせるみである。これらの作品の現存する数が何を意味するかについても興味深い、今はこの事実の報告にとどめた。

附記

以下に、『宇佐八まんのゆらい』の本文を掲げ、それに相当する寛文四年版『八幡愚童訓』の本文を付して、検討の爲の資料とする。掲出したものの中に、あるいは『八幡縁起』に拠つた箇所も含まれているかもしれない。『八幡愚童訓』と『八幡縁起』とに、共通する説話が多く、また『八幡縁起』の多くの伝本を思つたと、その可能性は存する。しかし、おそらく『八幡愚童訓』に拠つたとしてよいと思う。ただ、その拠り方の程度は、さまざまである。

次に掲げた以外にも、両者の関連を思わせる箇所があるが、明確に表われていないので省いてある。また、登場人物名や断片的な一致なども、煩瑣になるので掲出していない。

引用にあたり、前後を含めて掲出したところがある。また、対応しない箇所を目安として（）でくくつたが、やや長くなる所は点線……とした。しかし、見方によりゆれも存し、必ずしも精確ではない。詳しくは、それぞれの本文を参照されたい。

1 ちんりんと。いつし物。(せいたかく)色あかく。かしら八つにして。ひぎやう(第一の。まへんたり)……こくうんに打のり。(日本さしてぞ、わたりける。)

(『八幡愚童訓』P 82下L 13) 魔輪といふもの(かたちは鬼神のごとく身の色はあかく。かうべは八にして黒雲に乗て。こくうをとりて(日本につき。人民をとりころす事かきりなし。)

2 (むかし) かいくわ。天わう(のぎように)。甘まん三千人。

(『八幡愚童訓』P 93 L 2)

(宇佐八まんのゆらい) P 84上L 6)

(人王第九) 開化天皇(四十八年に)。二十万三千人。

(『八幡愚童訓』P 92 L 16)

3 三かんのともから、日本にしたかふ。(なんぞ)我かてう、(忝も)三千さのじんぎは。百わうしゆごの。けんひをならへ、大小しやうの。ふつほうしゆじやう。いかでか、しんこくを、かたむけん。

(『八幡愚童訓』P 84上L 10)

三輪は此土に帰すといへとも。わか朝(いまた他国に属せず)三千座の神祇は百王しゆごの権扉をならべ。大小乗の仏法衆生(与樂の教跡を

つたふ。神明擁護をこたらず。仏陀の冥助(やむことなし)。いかてか神国をかたふけむ。(『八幡愚童訓』P 92 L 14) たとへみづから、女也共。やひとつは。いかてあせかで、候べきか。もろ共に、つれゆき給へと、申さるゝ。

(『八幡愚童訓』P 84下L 5)

4 たとひ女人の身なりとも。一の矢はなとかはふせがさるへきとして出立ともなひ給ひけり。

(『八幡愚童訓』P 93 L 6)

5 ちんりん、まなこをいからかし。

(『八幡愚童訓』P 85上L 12)

6 ちんりん目をいからかし。

(『八幡愚童訓』P 93 L 14)

今をかぎりの御時。御后にむかはせ給ひ。誠に、しやうしや、ひつめつのならひ。あいべつりくのなげきは。きせん上下を。きらはずといへ共。都を出て、はる／＼と。はとうをへたて。かゝるたびぢのそらまで、もろ共にいざなひしに。心ならずも。(めいどのたびに。おもむきことさら御身は、只ならぬ身にてなし。はや三月かと、覺たり。いとゞ心くるしさ。ひとかたならず、はんへる也。さりながら、たいないに。やどりしは、わうじ也。(宇佐八まんのゆらい) P 86下L 9) 宝算もかきりとなり給ふ。(御心ほそくおほしめしければ) 後の御手を取て申させたまひけるは。生者必滅のならひ愛別離苦のなげき。貴賤上下をきらはず。(老少男女をもらさぬならひなれと) 都を出てはる／＼千里のかすみへたつたびの空にいでも心くるしく見をきたてまつるのみならず。たゞならぬ御事になり。三月になるとやらんおほゆればいとゞ御くるしさ。一方ならずこそおほゆれ。去ながら子のはらまれたまふは皇子なり。

(『八幡愚童訓』P 94 L 2)

7 (いたはしや、御きさき。やう／＼心を取なをし。こはうらめしき。御ふせひかな。一じゆのかけ。一がながれを。くむだにも。七しやうのちきりと申。まして、(きみとみづからは) たしやうおつこうのよしみ。よわひを、ふうもんの内に。ともなし、ことぶきを。ちやうせひでんのかへにいのり。ゑんのふのふすま。せんしうをかさね。ひよくのまくら。ばんしゆんをならべんとこそ。ぞんせし。

(『八幡愚童訓』P 87上L 4)

(皇后の御いもうとの豊姫と御手を取くみ。御なみだをながさせ給ひて) 一樹のかげにすみ一河のなかれをくむだにも七生までのちきりなり。

いはんや(兄弟姉妹のむつひは)たしやう傳効のよしみなり。(我此合戦にむかはんとおもふことはりよく心得給ふべし。廿三の年よりも後のくらゐにそなはりて)よはひを不老門のうちにともなひ。寿を長生殿の上にいのる。駕籠のふすま千秋をかさね比翼のまくら。万春をならんとこそ祝しに。

〔八幡愚童訓〕P99L13〕

8 たとへ女人の身なり共。やさきに立ふさがり。あらなかぜをもふせがんと。是までもないまいらせしに。(其かにもなく。かゝるふぜいになし奉り)君をさきだて。我が身は何と成べきと。

〔宇佐八まんのゆらい〕P87上L12〕

女人なり共矢さきに立。あらき風をも先ふくへしと思ひてこそ。これまでもなひ参らせ候つるに。はからざるに我か身残て、君は先立給ふへきとはとて。

〔八幡愚童訓〕P94L14〕

9 すでに三くわう。ながきがごとくにて。きさきのみやの。御なげき。(ばんみんのかなしみ。たとへていわんかたもなし)。

〔宇佐八まんのゆらい〕P87下L11〕

10 三光すでになきがごとし。皇后の御なげきも。(よのことはりにすぎ。貴賤のかなしみも常の篇にこえたり) 我はいすゞ川の。ほとりにすむ。あまてらすおながみ也。三かん、すでに。十萬八千その。ふねをうかて。すまんのぐんびやう。よせきたる。いそぎ。日本のちに。つかぬさきに、いくくに、むかい給ふへし。たけうち(しさて。ま事太神ぐうにで。ましまさば)一つのしるしを、みせ給へ。(ときに、どうじ)のたまはく。(まづくわうぐうの御くしを。川にひたしたまはば。すいじんによ。りうしんによ。二人き

〔八幡愚童訓〕P94L17〕

たつて。御くしをわくべし。その時、御心ほんぶくなるべし。(是一つのすいそうなり)さてまた。一つのつりを。うみに入れよ。三じやくのあゆ。あかるべし。(このうを、しよくしたまへ、いよへいきましたまはん。その時)さか木の。えだに、すゞをつけ。てうていのじんぼうを。おどろかし給はば。そのすい、たちまち、あらわるべしと。(あらたに、しんたくましまして。かみはあがらせたまひける。……御くしを、ひたさせ申せば。(ふしぎや。かわみづ、二つにわかつて。すいじん、りうじん。二人のどうによ。あらわれいで。(御くしをそへ申て)……(かさねて)しんたくにまかせ。(一つの)つりをたれ給へば。三じやくのあゆ。二つはりにかゝつて。あがりける。

我は五十鈴川のほとりにすむ天照太神なり。三轉すてに十萬八千艘のふねをうかへて。數万のぐんびやうたゞいまきたらんとす。此地にかめさきにいそぎ異国に向ひ給ふへきとそ仰られける。武内(さらは)一のしるしを見せ給へ(と申さるゝ御ことばのおはらぬさきに。ひかりをはなち。十方をてらして)のたまはく。一のはりをうみに入よ。三尺のあゆくいつきてあかるべし。御髪を川に入給はば、水神女童神二人来て御髪を二つに分べし。さかきのえだに大鈴をつけて。(山のだけにて

〔宇佐八まんのゆらい〕P88上L13〕

ばりて)朝廷の神奉をおどろかし申給へ其瑞たちまらに入給はるべしとて(御心。本に復し給ひけり)神託にまかせて針をうみに入給へは。三尺の鮎二くひつてあがる。御くしを川にひたせば水神女童二人の童女参り。(御くしを二つにわく)。

〔八幡愚童訓〕P95L2〕

11 さか木のえだに。すゞをつけ。御てにさゝげ。すでに六日の。其間、くごをまいらす。(もすそを、なみにひたして)たらたまふ。……たゝならぬ御身にて。さのみはいかで。こさあるべし。すこしやすみ候へと。さまゝいさめ給へ共。御身をたばわす、一しんに、御きとうある。

〔宇佐八まんのゆらい〕P89上L8〕

補のえだに大すゞをつけて御手にさゝげて立給ふ事六日。其間に終に供御もまいらすして立とをし給へは。(近つき給へる二人の御妹の申給ひけるは、さのみはいかゝかくてはおはしますへきでたゝならぬ御身なり。御やすみんとあるべしといさめ申たまへとも。さらに御身をたばゝすして。御祈禱二ころぞなかりける。

〔八幡愚童訓〕P95L13〕

12 第七日と申に。こくうに。(おんがくきこへ。花ふり、いきやうくんしのどかなりけるけしき也。そのとき)くわうみやう、かくやくとして。(こくうさうぼさつ。あまくだらせたまひ。そのまゝ)おきなと。けんし給ふ。(是すなわち。すみよし大みやうじんと也。くわうぐうに、御らんじて。いかなる人にてましますすぞ)おきな。こたへていわく。われはこれ、おじん五代。ひこなきのみことなり。(くはうぐう、いぞく、たいじのため。大ぐわんを、おこしたまふゆへ。ちからをそへに。まいりたり)いくさは、大しやうぐんをさきとす。それがしか一子に。月神と申もの候。心かうにして。ちからつよし(このたびの。大

しやうに) かれをめしつれたまふべし。

(宇佐八まんのゆらい P 89上L 18)

第七日は虚空に光明みち／＼で(光明すなはち虚空蔵ほさつとなる。虚空蔵菩薩また俗縁と成給ふ。其かたち) 翁仙人のごとし。此俗のたまはく。われはこれ地神第五の彦波瀲の尊なり。いくさは大將軍をさきとす。我が子月神といふは、力つよく心たけし。是を参らすべし。

(八幡愚童訓 P 96 L 2)

13 ぐわつじん、かむりに。しやく、ゑびら、やなぐい、ゆみやを。たづさへ、くもに、うちのりたまひつゝ。おんまへにまぐひるゝ。……それかかしは、いとま申と、の給へば。くわうぐゝ。(しばしと、とめ給ふ。)

(宇佐八まんのゆらい P 90上L 9)

月神(空中より出て) 御かんむりに赤衣をめし平敷をおひ(かぶら矢二に) 御弓取具してもたせたまひて前におはす。……住吉はさらばいとま申すとして。(天にあがらむとしたまふを) 皇后(いかゞ見すて給ふへき。おなじくはたすけ給へとねんごろに申させ給ひしかば。)

(八幡愚童訓 P 96 L 5)

14 ながとの国。ふなきの山より。ざいもくを出し。ぶぜんの国。うさのこほりにて。大せん四十八そう、つくらせ。くはうぐゝの御めにかくる。時にすみよし、御ふねは、しゆつらい仕候。かんどりに。たれをかなさるべき。たけうち申されしは。いつれにても。御はからひしかるべし。其儀ならば。とうじ、ひたれの国。(かしまに罷ある) あべのいそらといふ。かいちうにすみて。うみあんなしやにて候へば。此人をめさるべし。(則、ちよくしには、月神まいられよ。) さりながら。人くわんを、さづけつかはさんと。ふじ大し。つらやすと。なづけ。……(せつなの間に。かしまのうらに。きゆうちやくし。いそらに、たいふ。かん取のために。まいらるべしとぞ、申さる。いそら。うつぶしに、ふして。御返事なし。(つらやす、さて。ちよくとうはいかに。其時いそら、少。かほもたけ) 我がいにてい。ねんぢよをおくり。あまりよを。ねいる物なれば。五十日六十日なんども。おきあがらぬほとに。もうくのせきくわひ、せかほに。すいつき。あまりおもて。みぐるしく候へ。さてこそ、ふして候と。……三となてさせ給へば。(ことくく、おちうせ。いまだまことの、めんしよく也。)

(宇佐八まんのゆらい P 90下L 9)

15 長門の国ふなきの山に入て。材木をいたし。豊前の国うさの郡にて(四十八日に) 四十八艘の御舟をそつくりける。……すみよし(申させ給ひけるは) 御船は出来ぬ。梶取にたれをかせさせ給ふべきとありしかば。武内の申されしは。いづれの人にても(住吉の) 御はからひ有へしと申されしかは當時は常陸国の海底にある安曇の磯郎といふ人をめさるべし。(それぞ年久しく) 海中に住て。うみのあんなひ者にてあると申されしかば。(それをめさんにはたれをかつかはすへきとありしに。すべて行へきものなしとては月神をやりたてまつらんと。武内申されしを。すみよし大にしかりたまひてのたまはく。月神はかたじけなくも天神なり。いかでか人王のつかひとはなすべき。さらば官をさづけてやるべしとて。藤大臣連保と名づけて。(いそらがもとへつかはすに須臾の間に行着て) 神功皇后異国征討のためにむかはせ給ふ。かんどりのために参りたまふべしと仰ければ。やがてうつぶしに臥て御返事なし。(いかにやくと宣旨の勅答なにと申べきと再三せめられて。) 我は大海に年序をおくりあまり夜をぬるものなれば。五十日六十日なんどもおきあからぬほどに。もうくの花びせといふものかほにすひつきて。あまり面見ぐるしきときふして候なり。(御手をもつてわがかほをなて給へと申されしかは高郎) 三度なて給ふに(石花びせ少々をちて。いまだかほろくなりたるとておきあがり給へども。)

(八幡愚童訓 P 96 L 11)

16 かのたまを、かりうけたまはば。ちからをつくさず。いぞくがうぶく被成べし。(宇佐八まんのゆらい P 92上L 2)

(八幡愚童訓 P 97 L 12)

16 たまの。いりきによるならば。くはうぐゝくわいたいの。わうし。(たんじやうの後は。りうわうのむこに。そなへ申さんて。(ことばをつくして、のべ給ふ) りうわう、もとよりこんしんにて。けんのみちせいの。国をまもり。いかでせんし。そむくべし。其うへ、りう女の。身ながら。忝も、人わうを。(むこにとらんこと。大けい。是にすぎず。)

(宇佐八まんのゆらい P 93上L 9)

玉の威力（きりかへ）によるならば（敵国がうぶくうたかひあるべからず。童王たまをかすならば）。我が腹にやどらせ給ふは皇子なり。童王の御むこになすべしと。……童王もとより善心有て（弘法はんじやうの所をあふぎ）。賢王治世（けんわうちせい）の国をまもるものなれば。（日本は弘法あるべし。皇后は賢王なり）。いかでか宣旨（せんし）を背（そむ）き其上かたじけなくも、童女の身ながら。人王の（きさきとならん事。且はめんぼくなりとて）。

17 くさのかけにても。とをきまもりと。なり給へ。（御いとまごいに、参り候と。）いきたる人に、の給ふごとく。（あらかに）の給へ共（『宇佐八まんのゆらい』P 94上L 9）

草のかけにても（御覧し）。速さまよりとならせ給へと。生たる人にものをいふやうに（くどき）申させ給ひければ（『八幡愚童訓』P 101 L 5）

18 （つがふ）四十九万六千よき。くわくよくのかこみをなし。ぎよりんに。ちんをかまへ。（『宇佐八まんのゆらい』P 94下L 4）

（『八幡愚童訓』P 103 L 12）

19 いかに、たいないのわうじ。日本のあるじと給はゞ。今一月、たいないに、おはしませ。（御身のちうてい王の。かたきをうつて、参らすと。あらかに、の給へば。御はらの内より。（ふしぎや、御返事を。被成ける）十月になれば。立なをり申也。いくさしづまるまでは。（心やすかれと）（『宇佐八まんのゆらい』P 95上L 18）

我はらみ奉る御子。日本のあるじとなり給ふべきならは今一月胎内を出させ給ふへからず（とこしらへ申させたまひしかは）。御はらの内より十月になれば立なをるはかりなり。いくさしづまらむまでは（生れましく候。）（『八幡愚童訓』P 103 L 2）

20 かんしゆを。うみに入給へは、（本よりしほの。引たまなれば。うしほなみ、ひうせ。（さしもの大かい。ひやうくとしたる）くがぢと成。いぞく共悦び。舟よりとびおりく。（くろけふりを立て。せめよする。（思ふまゝに、引よせ）まんしゆをうみに。入給へは、（本より。水を出す玉なれば）。かいすい。にわかになき出。

（『宇佐八まんのゆらい』P 96下L 3）
早珠すでにうみに入しかは。うしほみな干て陸地となる。異国のぐん

びやうよろこんで。ふねよりおりてせめ来る。（日本のふねをば小竜下にあるゆへに。水を出してうかへたり。異賊をはるかに見くだして）又青色の玉を入給ふに。海水みなきりて。

21 （是よりいごは。日本にしたがい。まいねん、八十そうの。御ねんぐを。そなへ奉らん。まつたく、けだいすべからず。もし、てきしん有におるては。天道のせめを。かふむるべし。（たととはば、ちくしやう道に。だざいし。いぬと、也候共。日本のごをん、わすれましと。かうさんてこそ。いたりけれ）其時、くわうぐう。御弓のはづにて。（そば成）ばんじやくに。しんらくの大王は。日本のいぬ也と。かき付給ふ、（其しるし）今のよまでも。有とかや。

（『宇佐八まんのゆらい』P 97下L 9）

（我等日本の犬となり日本をしめごすべし。毎年八十艘の御年貢をそなへ奉るべし。まつたくけだいすべからず。若敵心あらは天道のせめを蒙べしと申時皇后御弓のはづにて大ばんじやくの上に。新羅國の大王は。日本のいぬなりと書つけさせたまひ……（此石の文末代の耽なりとて。焼うしなはんとしけれ共いよ／＼あさやかに成て）今にきえず有けり。（『八幡愚童訓』P 104 L 9）